

○盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例施行規則

令和3年7月15日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例（昭和48年紫波郡環境施設組合条例第4号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手数料 条例第2条第1項第1号に規定する手数料及び同条第3項に規定する産業廃棄物の処分に要する費用をいう。
- (2) 一廃許可事業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項又は第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。）から受けた事業者をいう。
- (3) 一般事業者 盛岡・紫波地区環境施設組合規約（昭和43年岩手県指令地第1083号。以下「規約」という。）第3条第2項に定める区域の土地又は建物を占有する事業者をいう。
- (4) 官公庁 国及び地方公共団体をいう。
- (5) 後納 日又は月の単位で合算した手数料を、搬入日以降に後払いする納付方法をいう。

(重量の算出)

第3条 手数料を算出する基礎となる重量は、盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所清掃センター（以下「清掃センター」という。）に設置した計量器の表示によるものとする。この場合において、当該表示が10キログラム未満であるときは、10キログラムとする。

2 前項の算出は、搬入の都度、車両1台ごとに行うものとする。

(徴収方法)

第4条 手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、都度徴収する場合にあっては、納入通知書は省略することができる。

2 条例第3条ただし書に規定する特別の事情とは、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める単位で合算した手数料を納入通知書で後納の方法により徴収することができる。この場合において、手数料の納期限については、納入通知書を発行した日から30日以内において適宜の納期限を定めるものとする。

- (1) 一廃許可業者又は過去1年間を通じて毎週1回以上の搬入実績を有する一般事業者で後納による納付が確実であると認められる場合 搬入月単位
- (2) 官公庁が排出者である場合 搬入日単位

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては手数料を徴収せず、規約第15条に規定する関係市町の分担金の利用割に算入するものとする。

- (1) 規約第2条に規定する関係市町が、自ら排出した事業系一般廃棄物又は管理者が別に定める廃棄物を清掃センターに直接持ち込む場合
- (2) 規約第3条第2項に規定する区域の土地を占有する者又は道路管理者等その土地を管理する者が、その占有地又は管理地において発生した野生動物の死体を、組合が指定する方法

により収集又は直接清掃センターに搬入した場合

- 4 盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所条例施行規則（令和３年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第４号。以下「清掃事業所条例施行規則」という。）第２条第１号に規定する廃棄物の手数料の徴収方法等については、管理者が別に定める。

（後納の申請）

第５条 後納の方法により手数料を納付しようとする者は、一般廃棄物手数料後納許可申請書（様式第１号）を管理者に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。

- 2 後納の許可期間は、前項の申請をした者が清掃事業所条例施行規則第８条の規定に基づき施設利用の許可を得た期間を限度とする。

（後納の取消し）

第６条 管理者は、前条の規定により後納の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、後納の許可を取り消すことができる。

- （１）申請内容に虚偽があった場合
- （２）搬入者が清掃事業所条例施行規則第９条の規定により搬入の許可を取り消された場合
- （３）一廃許可業者が一般廃棄物処理業の許可を取り消された場合
- （４）後納による納付が確実であると認められなくなった場合

（減免の申請）

第７条 条例第４条に規定する天災その他特別の事情とは、次の各号に掲げる場合とする。

- （１）暴風、豪雨、地震等の天災で発生した一般廃棄物をその所有者が清掃センターに搬入する場合
 - （２）火災等の災害で発生した一般廃棄物をその所有者が清掃センターに搬入する場合
 - （３）不法投棄されたごみ等を回収した者で関係市町が認めた者が清掃センターに搬入する場合
 - （４）前３号に掲げるもののほか、管理者が認めた場合
- 2 前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物手数料減免申請書（様式第２号）を搬入しようとする日の１０日前までに管理者に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

（補則）

第８条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和３年８月１日から施行する。

一般廃棄物手数料後納許可申請書

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 様

住所・所在

名称・氏名

申請者 担当者氏名

電話番号

e-mail

一般廃棄物の処分に係る手数料を後納の方法により納付したいので、盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

事業者区分	☐ 一廃許可事業者 ☐ 一般事業者 ☐ 官公庁		
後納の方法により納付したい理由			
添付書類	一廃許可事業者	・一般廃棄物処理業許可証の写し ・国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（直近の全税目）	
	一般事業者	・商業・法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書。法人に限る。） ・住民票の写し（世帯全員、続柄、本籍記載のもの。個人事業主に限る。） ・国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（直近の全税目）	
	官公庁	・資金前渡を受けることができないことが確認できる規則等の写し	

注 枠内をもれなく記入し、各欄の該当する項目に☑を付すか○で囲むこと。

年 月 日

申請者 様

☐上記の申請について許可します。

許可期間	許可の日から 年 月 日まで
------	----------------

☐次の理由により許可しません。（理由： ）

盛岡・紫波地区環境施設組合
管理者 矢巾町長

一般廃棄物手数料減免申請書

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 様

住所・所在

名称・氏名

申請者 担当者氏名

電話番号

e-mail

一般廃棄物の処分に係る手数料の減免を受けたいので、盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

減免を受けた理由	☐ 暴風、豪雨、地震等の天災で被災した一般廃棄物をその所有者が搬入する場合 ☐ 火災等の災害で被災した一般廃棄物をその所有者が搬入する場合 ☐ 不法投棄されたごみを回収した者で関係市町が認めた者が搬入する場合 ☐ 特別の理由があると管理者が認めた場合
発生場所	
搬入物の詳細	
搬入希望日	
搬入方法	
予定搬入量	約_____kg、2トントラック・軽トラック換算____台程度
添付書類	天災、火災・り災証明書（消防署が発行したもの） ・火災保険等の加入状況がわかるもの 不法投棄・関係市町が不法投棄の事実を確認したことが確認できる書類（写し可） 特別の理由・特別の理由があることが確認できる公的文書等（写し可）

注 枠内をもれなく記入し、各欄の該当する項目に☑を付すか○で囲むこと。

年 月 日

一般廃棄物手数料減免結果通知書

申請者 様

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長

上記減免の申請について、全額免除・ 割減額・不承認と決定したので通知します。